

# 米国の対外広報政策とスミス・ムント法 —1948-1952年、陸軍省の沖縄統治を事例として U.S. Public Affairs and Smith-Mundt Act: An Army administration case of Okinawa 1948-1952

吉本秀子  
Hideko YOSHIMOTO

山口県立大学 Yamaguchi Prefectural University

**要旨** 1948年に成立した米国スミス・ムント法の目的は、平時における対外広報政策の責任者を国務長官とし、国際連合対策を強化することにあった。しかしながら、当時、米軍の占領下にあった沖縄に対しては、この国務長官を頂点とする対外広報政策が、占領を担当していた陸軍省に委託される形で実施された。こうして、那覇を拠点にCIEが始動し、日本からの分離に向けて、親米ムードを涵養する広報宣伝活動を展開した。1948-1952年にかけての沖縄では、CIEを中心とした広報宣伝活動が活発に行われ、1950年知事選挙では候補者の公約から日本帰属論が消える結果になった。  
**キーワード** アメリカ政治、沖縄占領、対外広報政策、民間情報教育局（CIE）、言論の自由

## 1. はじめに一本稿の目的、先行研究に対する位置づけ

1948年1月に成立したスミス・ムント法は、米国の対外広報政策の基本法として広報外交研究でしばしば言及される。<sup>1</sup> しかしながら、スミス・ムント法に関する本格的な研究は少なく、米国の研究者の間でも「誤解の多い法律である」と言われている。<sup>2</sup> 米国の先行研究は、米政府の米国内での宣伝を禁止した1972年と1985年の修正条項の是非をめぐる、言論の自由を定めた合衆国憲法修正第一条に違反するか否かを主な論点としてきた。これらの先行研究は、スミス・ムント法が「対外広報」の基本法であるにも関わらず、同法が米国内に及ぼす影響の議論に終始し、残念ながら、同法が米国以外の「海外」で言論に及ぼした影響については、ほとんど論じてこなかった。本稿は、これらの先行研究の問題点を総括した上で、1948年スミス・ムント法の条文がもっていた本来の目的を明らかにする。それをもとに、米議会記録における沖縄統治予算法と陸軍省公文書を検証をもとに、スミス・ムント法で明文化された対外広報政策の基本方針が、特に1948-1952年の沖縄で、具体的にどのような体制と予算的枠組みで実施されたか、また、どのような対外広報のコンポーネントとして出現したかを検証する。さらに、沖縄で実施された米国の広報政策が、日本からの分離決定期となる1948-1952年に、沖縄の言論状況にどのような効果をもたらしたのかを1950年群島知事選挙における候補者の公約から探る。

## 2. スミス・ムント法とは何か

### (1) 米国における国内情報伝達の禁止をめぐる議論

2013年1月、それまでボイス・オブ・アメリカなど国営放送の米国内での情報伝達を禁止していたスミス・ムント法の501項と208項が修正され、国務省とBEG (Broadcasting Board of Governors) が主管する国営放送の米国内での活動が合法化された。これは、国営放送の国内伝達を禁止した501項が、インターネットの普及をはじめとする情報環境の変化で実質的に無意味になったことをふまえたものとされた。しかし、実は、これら国内での情報伝達を禁止する項目は、1948年に成立したスミス・ムント法では明確ではなく、1972年の修正で明文化され、1985年、エドワード・ゾリンスキー上院議員の提案で追加修正されたものだった。後者の208項は、提案者の名前をとって「ゾリンスキー修正」の呼ばれる。<sup>3</sup> 2013年1月に修正されたのは、この1972年と1985年の修正条項で、国務省とBEGが米国内で情報伝達を行うことを禁止したこの501項と208項が、2013年の国防権限法 (NDAA) 第1078項の発効で修正された。<sup>4</sup>

米国における近年のスミス・ムント法に関する先行研究は、この国内伝達の禁止の是非をめぐる議論がほとんどで、それらは以下の3つの議論に集約することができる。1) スミス・ムント法は言論の自由を定めた合衆国憲法修正第一条に違反するのではないか。2) スミス・ムント法は、国民の政府情報へのアクセスを保障した情報自由法に反するのではないか。3) スミス・ムント法は、「国民の知る権利」を阻害しているのではないか。<sup>5</sup> これらの議論は、政府が言論の自由を規制することに敏感

な米国人研究者の視点を反映しているが、スミス・ムント法が対外広報政策の基本法である以上、それが米国以外の海外でどのような影響を及ぼしたのかという分析がなされるべきである。米国の先行研究には、このような視座がほとんど見られない。実際、1948年のスミス・ムント法の条文をみると、同法には、国内情報伝達の禁止条項以外にも、米国が対外広報政策を実施するにあたって、より重要な意味を持ったと考えられる条項がいくつも盛り込まれている。

## (2) 国務長官を最高責任者とする国際連合対策

1948年スミス・ムント法をみると、同法でもっとも重要なのは、国務長官を対外広報政策の最高責任者としている点である。国務長官を米国の対外広報の最高責任者としたのは、国際連合に対する米国の発言権を強化する意図があったからである。スミス・ムント法は、そのための対策として情報諮問委員会と教育交流諮問委員会の2つの委員会を設置したが、これらの委員会に対する事務局を国務省に設置し、国務長官が円滑に国連対策を実施できる体制づくりを目標として起草された。そのために、国務長官は、大統領の承認を得た上で、国務省以外の米国政府関連機関の持つ人材、技術、サービスを、対外広報という目的のために利用することができると定められた。<sup>6</sup>つまり、スミス・ムント法は、対外広報政策における国務長官の権限を拡大させ、他省庁に対して上位に位置づけることで、米国の国際広報政策を強化する狙いを持っていた。これこそが同法が対外広報政策の基本法といわれる所以である。

その背景には、当時、米国がユネスコを通して、教育を目的とする視聴覚資料に対しては関税をかけないで国際流通させる方針を提案していたことがあった。1948年11月17-18日、レバノンのベイルートで開催された第三回ユネスコ会議には、米国代表として当時のジョージ・アレン広報担当国務次官補が出席したが、ここで締結されたのがベイルート協定である。これは教育を目的とする視聴覚教材の関税撤廃を定めた国際協定だった。<sup>7</sup>この会議では、日本に対する再教育の必要性も議論されたが、ベイルート協定には、米国で制作された映画を日本へ「教育目的」を銘打ち、有利な形で持ち込み、米国の映画産業の国際展開を後押しする狙いがあった。1948年以降、米占領下の日本に持ち込まれるCIE映画が急増したが、<sup>8</sup>それには、このような事情があったと考えられる。沖縄にCIE映画が届きはじめるのも1948年からである。<sup>9</sup>

## (3) 海外でフレキシブルな資金転用を可能に

さらに、国務長官は、スミス・ムント法702項で、対外広報を目的とした議会歳出予算を、国務省以外の他省庁に移譲する権限を与えられていた。また、同1002項は、連邦政府の職員に、対外広報に関する業務を委嘱できることを定めていた。次章で述べるように、沖縄を含む日本に対しては、本来は国務長官を最高責任者とする情報教育に関する業務が、陸軍省に委託され、陸軍省に対する歳出に計上される形で実施された<表1>。

このように、スミス・ムント法には、海外で米国の出先機関がフレキシブルに議会予算を転用できる仕組みが盛り込まれている。たとえば、スミス・ムント法第8条には、「運営手続」に関する項目が並ぶ。第8条の項目をみると、国務長官は、広報目的で米国人以外の個人と非営利組織に資金を提供すること（801項の1）、外国に情報伝達するためにラジオ施設の購入、建設、監理をすること（801項の3）、外国で印刷・製本をすることができた（801項の4）。さらに、外国語の翻訳・通訳のために外国人を雇用することができた（801項の5）。スミス・ムント法の1005条は、米国の企業を最大限に活用するように定めていたが、その一方で、502項では「米国企業を含む企業と人材を使うことができる」という文言があり、実際には米国企業以外の企業と人材を使用することが可能になっていた。ただし、対外広報政策を実施するスタッフは、米国人であっても外国人であっても、FBIによる事前審査を得なくてはならないことになっていた（1001項）。いずれにせよ、米国の国家予算を使って、海外の組織と人材をフレキシブルに活用することをスミス・ムント法が認めていたため、米国の出先機関は海外で多彩な情報活動を展開できたのである。

また、701項は、このスミス・ムント法の主旨に合致するものであれば、それは「予算がつく」とも定めている。これを法的根拠として、年度ごとに提出される予算法の中で、国務長官を統括者とする対外広報予算の確保が可能になった。

## 3. 陸軍省に委託された情報教育プログラム

### (1) 海外援助予算法とECA情報プログラム

前章で述べたように、1948年スミス・ムント法は米国の対外広報政策の基本方針を定めていたが、日本と沖縄に対しては、そこで定められた基本方針が、1949年海外援助予算法の中の「ガリオア項目」、またその一部である「情報教育プログラム」に対する予算として陸軍省に配分され、陸軍省が主体となって実施される運びとなった。1949年海外援助予算法は、1948年4

月に成立した経済協力法に基づき、対外経済援助を実施するための予算法で、経済協力庁（ECA= Economic Cooperation Administration）が実施主体となっていたが、日本と沖縄を含むアジア地域においては、東京を拠点として日本占領を担当していた極東軍に予算が配分された。その結果、陸軍省の配下にあった極東軍が、「極東のECA」として、中国・韓国を含む極東地域における経済協力政策の実施主体となった。その中に含まれていた情報教育に関するプログラムが、「ECA 情報プログラム」である。ECA 情報教育プログラムは、具体的には、スミス・ムント法第2条で定められた書籍・雑誌・出版物・映画などのメディア資料を通じた米国政策の広報、学校と情報センターの設置など対外広報を目的にした内容になっていた。こうして、スミス・ムント法で定められた米国の対外広報政策が、極東地域においては「ECA 情報プログラム」として、陸軍省に委託される形で、「陸軍省の民事機能」の一部として歳出に計上され、実施されたのである。<sup>10</sup>

沖縄占領に対する米国の議会歳出予算は、1948年度までは日本に対する占領経費（＝ガリオア予算項目）として一緒に歳出に計上されていたが、1949年度予算（1948年7月1日～1949年6月30日）から琉球列島に対する別枠の占領経費が確保された。しかし、情報教育予算に関しては琉球列島に対する別枠配分が1949年度と1950年度はなく、1948年から1949年にかけて沖縄に届いた書籍・雑誌・映画などのメディア資料は、東京で設立された米国人経営の映画会社などが日本語吹き替えをしたものが、東京経由で届いたと米民政府の年報である『琉球列島の民事活動』に記録されている。

## (2) 沖縄におけるCIEの広報宣伝活動

前節で述べたように、議会記録でみると1949年度と1950年度における琉球列島に対する配分の中に情報教育プログラム予算は含まれていないが、1948年1月以降、沖縄にメディア資料が到着し、那覇を拠点に沖縄で民間情報教育局（CIE）の活動が開始された。1949年になると、ナトコ・プロジェクターを用いた移動ユニットによるCIE映画の上映会が沖縄各地で定期的に行われるようになり、1950年には、那覇、名護、石川、宮古、石垣の五カ所に図書館とコミュニティ・ホールを備えた「情報センター」が設置された。これと平行して、1949年春頃からは、1950年の知事選挙に向けた選挙教育キャンペーンがCIEスタッフによって開始され、米国への人材派遣と文化交流が始まった。<sup>11</sup> 民間ラジオ放送局AKAR「琉球の声」の設立に向けた準備も開始された。このように、1948年にCIEが沖縄で始動すると、それまでの米軍政府が行っていた消極的広報とは性質の異なる、日本からの分離政策の実現に向けて、親米ムードを積極的に涵養しようとする戦略的広報が開始されることになる。その活動を当時のCIE情報主任だったジェームズ・タルは、「プロパガンダ（＝政治宣伝）」であったとしている。

これらのプロパガンダ活動は、陸軍省の管轄である「軍政府」の一部署として位置づけられている「CIE」によって実施されたが、沖縄CIEの活動内容は、1948年スミス・ムント法第2条でその基本方針が定められた国務長官を最高責任者とする米国の対外広報政策と同じ要素で構成されていた。ニコラス・カルは1953年に発足した合衆国情報庁の対外広報政策を、①広聴、②政策宣伝、③文化外交、④人的交流、⑤国際放送という5つのコンポーネントとして提示した。<sup>12</sup> 占領下の沖縄では、それより前の1950年時点でこれらの米国の「対外」広報政策の特徴が観察できたのである。AKARは沖縄の地域放送局であり、厳密に言えば「国際放送」ではなかったが、米国からすれば海外で米国予算を投入した放送局であった。米国占領下におかれた沖縄で、国務省の対外広報ポストとしてのUSISは設置されなかったが、CIEとその後継部署にあたる米民政府・広報局は、事実上の「USIS 沖縄」としての役割を果たしていくことになる。<sup>13</sup>

日本からの分離がNSC政策文書（NSC 13）で決定されたのが1948年だが、これから講和条約が発効する1952年までの4年間は、1945年から1972年まで27年間続いた米国施政権下において、沖縄に多額の情報教育プログラム費が投入され、もっとも活発に広報宣伝活動が展開された時期にあたる。1952年以降、米国は知事公選を認めず、「琉球主席」を任命する形となるが、興味深いのは、1950年に行われた知事選挙では、住民代表を選ぶ選挙の意味を、米国の国是である民主主義の理念と関連づける形で、CIEは知事公選をむしろ積極的に推進していたことである。この時点では、沖縄を国連の信託統治領する目標があったため、国際的批判を回避するためにも、「米国は沖縄を民主的に統治している」とポーズをとる必要があったと考えられる。知事公選がもたらす結果についても楽観視していたようである。

## (3) 1950年知事選挙一候補の公約から消えた日本帰属論

1948年から1952年までの分離政策決定期に行われた広報宣伝活動が、沖縄の言論にどのような影響を及ぼしたのだろうか。そのすべてを論じることは難しいが、最後に、本稿では1950年知事選挙における3人の候補者の公約を検討することで、スミス・ムント法に基づく米国の広報政策が、沖縄の言論状況へもたらした効果の一端を探ってみる。

知事選挙は1950年8月3日に告示された。立候補したのは、民主同盟から立候補した松永政保、農民組織と教育関係者らの

支持を得て立候補した平良辰雄、人民党から立候補した瀬長亀次郎の3名である。このときの「選挙法」は、軍政府が出した布令選挙法に従い、告示から投票までの期間は15日と定められていた。当初は、松岡政保と平良辰雄の一騎打ちかと思われたが、8月13日、人民党から書記長の瀬長亀次郎が立候補し、3名の論戦になり、投票は結局、延期されて9月17日に行われた。その間、軍政府は布令22号「群島組織法」を出して、選挙で誕生する政権の権限を制限する方策を打ち出した。<sup>14</sup> それは、誕生した政権が、軍政府の布告・布令・指令によって公共の事務を処理するものとされ、詰まるところ、軍政府の下部組織としての機能しか持ち得ないことを定める内容であった。

米軍政府の公共事業と近い関係にあった松岡政保の公約は、「軍政府に民意を率直に進言し、軍民政治の一体化をはかる」。平良辰雄の公約は、「議会政治を確立し、全琉統一政府の実現をはかる」。瀬長亀次郎の公約は、「人民自治政府の樹立と憲法議会の制定」であった。このように、後に日本復帰運動の先頭に立つことになる瀬長の公約にも、日本帰属論は見当たらないという結果になった。

当選したのは平良辰雄だった。平良は後に書いた手記の中で、選挙中、各地で行われた懇談会ではかならず日本帰属論を持ち出していたが、表向きには持ち出しにくく、対米批判はしにくい雰囲気があったと回想している。<sup>15</sup> 「群島組織法」のような軍法を軍政府が恣意的に発令することが許容された軍事占領下で、国務長官を最終責任者とするを原則としながら、陸軍省に委託される形で実施された広報宣伝活動の効果のみを分けて抽出することは難しい。しかし、このような軍隊の存在と軍法支配を補強する形で、CIEによる親米的ムードを涵養する宣伝キャンペーンが行われ、3人の候補者の公約からは日本帰属論が消える結果となった。CIEの展開する親米広報が、沖縄の人々の中で本当に親米意識を構築したかについては、さらなる検証が必要であるが、軍隊によるハード・パワーと、広報宣伝によるソフト・パワーが相俟って、少なくとも反米世論を封じ込める効果をもたらしたと言える。

#### 4. まとめ

本稿では、1948年スミス・ムント法の条文を検討し、同法に基づく米国の対外広報政策が、米国以外の地域、特に1948-1952年の沖縄の言論状況に及ぼした影響を考察してきた。スミス・ムント法は国際連合を舞台に米国の影響力強化を狙って、外交担当の国務省と国務長官の権限を強化する目的で起草された。そのための予算を確保し、それを米国の情報メディア産業につき込み、米国文化を海外に広めるツールとして書籍・映画などを積極的に活用する狙いを持っていた。同法は、平時における外国の公衆を対象にした広報を目的にしたもので、軍事活動を目的にしたものではなかったが、当時、第二次世界大戦後の占領下にあった沖縄では、陸軍省に委託される形で実施された。その結果、軍事的プレゼンスと軍法支配と相俟って、米国の文化広報が反米的な言論を抑えるという政治的效果をもたらした。本稿で検討した1950年知事選挙における言論状況においては、懇親会などの非公式な会話では日本帰属論が論じられたが、選挙公約では日本帰属論が封印されることになった。

米国の対外広報に関する日本の先行研究は、どちらかというと文化宣伝の側面を中心に論じてきた。しかし、日米関係において、文化宣伝は、つねに軍事同盟とともにあった。分離政策決定期の沖縄における米国の広報活動は、文化宣伝でありながらも、その軍事的かつ政治的意図が強調されることになった。軍事的プレゼンスというハード・パワーが、文化宣伝というソフト・パワーとどう関わってきたのかは、今後の検証の課題である。本稿は、沖縄という日本の一地域でありながら、軍事占領の色彩がもっとも強かったといえる地域における言論状況を示し、その影響の一端を検証した。米国の広報文化政策は、日本からの分離を控えた沖縄で、選挙対策という政治的意図をもって実行されたのである。

〈表1〉 沖縄統治予算の変遷（「陸軍省の民事機能」への歳出分）1947-1955

会計年度	期間	予算法	担当部署	琉球別枠
1947	1946/7/1-1947/6/30	軍事予算法 (Military Appropriation Act of 1947)	旧陸軍省	
1948	1947/7/1- 1948/6/30	軍事予算法	旧陸軍省	
1949	1948/7/1- 1949/6/30	海外援助予算法 (Foreign Aid Appropriation Act of 1949)	BCA	*
1950	1949/7/1- 1950/6/30	海外援助予算法 (Foreign Aid Appropriation Act of 1950)	BCA	*
1950	同上	補正予算法 (Supplemental Appropriation Act)	大統領府	*
1951	1950/7/1- 1951/6/30	補正予算法	大統領府	*
1952	1951/7/1- 1952/6/30	補正予算法	大統領府	*
1953	1952/7/1- 1953/6/30	補正予算法	大統領府	*

（米議会記録等をもとに作成、上記は沖縄占領経費の一部である）

〈表2〉 1948年スミス・ムント法の全項目

1	略称＝1948年・合衆国情報教育交流法	
	2-(1)	目的＝合衆国の理解促進のため、対外情報を伝達する
	2-(2)	＝外国との教育交流
	3	国際連合への参加
	4	定義＝國務長官、國務省、連邦政府機関
2	人的交流、知識、能力	
	201	海外との人材相互交流
	202	本、雑誌、出版物、教育資料の交流（國務長官が統括）
	203	自由主義に基づく海外での学校、図書館、コミュニティ・センターの支援
3	専門家の任命	
	301	科学・技術・高度専門家の任命
	302	専門家の地位と待遇
	303	他国で勤務する専門家に対する外国政府からの報酬
4	他の連邦政府機関の参画	
	401	大統領の承認があれば、國務長官は他省庁の施設・人材を利用できる
	402	國務長官は他省庁の技術・サービスを利用できる。
	403	米国民と米企業の活用
5	対外情報の伝達	
	501	プレスリリースの英語版を義務化、國務長官に提出する義務
	502	私企業を活用、政府が情報を独占しない
6	諮問委員会の設置	
	601	情報諮問委員会、教育交流諮問委員会の設置（ユネスコへの言及）
	602	大統領による委員の任命、公共の利益の重視、國務省が委員会事務を行う。
	603	毎月一回、委員会を開催。半期に一度、議会に対する報告を義務化。
7	予算	
	701	目的に合致すれば、予算がつく
	702	國務長官は、他省庁に予算をトランスファーできる。
8	運営手続	
	801- (1)	第2条の目的で、米国以外の非営利組織、個人に資金を提供できる。
	801- (2)	契約により、教育・情報に関する資料・機器を売買できる
	801- (3)	第5条の目的で、ラジオ施設の購入、賃貸、建設、維持、管理ができる。
	801- (4)	国外で印刷、製本ができる。
	801- (5)	外国語のナレーション、翻訳に限り、外国人を雇用できる。
	801- (6)	國務長官は諮問委員会の承認で方針決定できる。
	802	國務長官の承認で、他の政府機関も資料機器の売買、契約、奨学金給付ができる。
	803	既存の米国政府の不動産を最大限に利用する
9	議会歳出以外の財源	
	901	払い戻し(reimbursement)を受けることができる
	902	外国政府からの資金提供を受けられる。ただし、財務省の特別会計に納入する。
10	その他	
	1001	スタッフはFBIによる事前審査を受けなければならない
	1002	國務長官は適切な範囲で連邦官に任務移譲できる
	1003	機密保持の義務
	1004	過去の間連法規の無効、修正
	1005	米国の新聞、出版、ラジオ、映画に関する私企業を最大限に利用すること
	1006	関連議決の破棄
	1007	1944年・退役軍人優遇法はそのまま有効
	1008	國務長官は半期に一度、会計報告を議会に対して実施する
	1009	この法規は國務省の対外情報活動に適用されるものである
	1010	この法規の一項目が無効となった場合も、他の項目には影響しない

〈表3〉1948年スミス・ムント法の修正過程と関連事項（参考として、括弧内に沖縄統治に関する動き）

日時	スミス・ムント法に関する修正等	「言論の自由」に関する内容修正
1947	スミス・ムント法案が議会で提出される マーシャル・プランの発表	
1948. 1. 27	スミス・ムント法の成立 (United States Information and Educational Exchange Act of 1948, Smith-Mundt Act)	501 項＝国務長官は海外で情報伝達を行うことができる。(米国内禁止は、明確でない)
1948. 4. 3	経済協力法の成立 (Economic Cooperation Act of 1948)	
1948. 6. 28	海外援助予算法 (Foreign Aid Appropriation Act of 1949) の一部として、琉球統治予算が、日本本土と別枠で確保される	
1948.	(沖縄で民間情報教育局スタッフが活動を開始する) (沖縄に CIE 映画、英語書籍などが届きはじめる)	
1953. 9. 2	合衆国情報庁 (United States Information Agency) の設立	
1967	国務省情報諮問委員会、スミス・ムント修正案を提出	
1972	スミス・ムント法、外交権限法 (Foreign Relations Authorization Act of 1972) による修正	米国内で USIA の活動禁止が明文化
1985	スミス・ムント法に対するゾリンスキー修正 (Zorinsky Amendment)	208 項＝対外広報費の米国内への転用を禁止
1994	合衆国情報庁、インターネットで配信開始	
1996	Essential Information Inc. vs. USIA (ラルフ・ネーダーが情報公開法を論拠に USIA 文書の公開を求める)	
1999	合衆国情報庁 (USIA) の廃止	
2010. 1. 13	2010 年・スミス・ムント現代化法 (Smith-Mundt Modernization Act of 2010, H.R. 5729) 案をマック・ソーンベリー (Mac Thornberry) 議員が提出	
2011	2011 年・スミス・ムント現代化法案	
2012. 5. 10	2012 年・スミス・ムント現代化法案 (H.R. 5736) が、国防権限法 (NDAA=National Defense Authorization Act) の一部として議会で提出される	
2013. 1.	国防権限法第 1078 項の可決で、スミス・ムント法 501 項・208 項が修正される	国内広報禁止条項の無効化が決定される
2013. 7. 2	国防権限法第 1078 項の発効	上記の発効
2013. 9. 22	同修正に従い、国務省が暫定的運用指針を公表	
2014. 9. 22	国務省の運用指針(最終版)が公表される	

## 注

<sup>1</sup> Snow, Nancy, The Smith-Mundt Act of 1948, *Peace Review* 10:4 (1998), 619-624.

<sup>2</sup> Metzgar, Emily T., Public Diplomacy, Smith-Mundt and the American Public, *Communication Law and Policy* 17:1 (2012), 67-101.

<sup>3</sup> Weed, Matthew C., U.S. Public Diplomacy: Legislative Proposals to Amend Prohibitions on Disseminating Materials to Domestic Audiences, Congressional Research Service (September 21, 2012).

<sup>4</sup> Department of State, 22 CFR Part 173, Public Notice 8703, 79 FR 22016 (April 21, 2014).

<sup>5</sup> Uhm, Kiyul, The Cold War Communication Crisis: The Right to Know Movement, *Journalism and Mass Communication Quarterly*, 82:1 (Spring 2005), 131-147; Palmer, Allen W. and Carter, Edward L., The Smith-Mundt Act's Ban on Domestic Propaganda: An Analysis of the Cold War Statute Limiting Access to Public Diplomacy, *Communication Law and Policy* 11:1 (2010), 1-34; Walsh, Daniel C., The History of the U.S. Information and Educational and Three Arguments for the Termination of its Prohibition on Domestic Release of Information, *International Journal of Communication Law and Policy*, 14 (Summer 2011), 1-18.

<sup>6</sup> Public Law 80-402, 62 STAT. 6 (January 27, 1948).

<sup>7</sup> 22 CFR 61.1-2

<sup>8</sup> 土屋由香『親米日本の構築』明石書店、2009年、138頁。

<sup>9</sup> Civil Affairs Activities in the Ryukyu Islands, Vol. 1, No. 1. p.202. RG 260, Records of USCAR, Comptroller Dept., Box 113, National Archives.

<sup>10</sup> 吉本秀子『米国の沖縄占領と情報政策』春風社、2015年、240-246頁。

<sup>11</sup> Op. cit., Civil Affairs Activities in the Ryukyu Islands, p.202

<sup>12</sup> Gull, Nicholas J., *The Cold War and the United States Information Agency* (New York: Cambridge University Press, 2008).

<sup>13</sup> 吉本、前掲書、286-287頁。

<sup>14</sup> 平良辰雄『戦後の政界裏面史（平良辰雄回顧録）』南報社、1963年、149-150頁

<sup>15</sup> 平良、前掲書、157-158頁。